

犬猫以外の哺乳類におけるケージ等の規模、運動スペースに置く 時間についての飼養管理基準及び細部解釈（案）

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■ウサギにおけるケージ等の規模について <犬猫の基準を参考とした基準への改正>

第2条第1号 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(一) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

(イ) ウサギにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長の二倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の二倍以上）、横の長さが頭胴長の一・五倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の一・五倍以上）、高さが頭胴長の一・七倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の一・七倍以上）とすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする又は、7号レにおける運動時間を設けること。

(二) 略

基準の細部解釈

➤ 飼養期間が長期間にわたる場合・・・長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業が該当し、具体的にはブリーダーのもとにいる動物やペットショップで販売のために展示される動物、触れ合い施設で展示される動物等が該当する。一方、長期間の飼養が想定されない保管業等の業態（ペットホテルにおける数日の預かりや保管等）は、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当しない。

推奨事項

- より一層の広さ及び空間
 一頭当たりのケージ等の規模の床面積の四倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの床面積の四倍以上が確保されていること。）及び高さが頭胴長の一・七倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が高いウサギの頭胴長の一・七倍以上）とすることが望ましい。また、自然に近い行動を取れるよう、段差等により安全に上下運動が可能な空間を有することが望ましい。

■犬猫ウサギ以外の哺乳類におけるケージ等の規模について（検討方針）

犬猫ウサギ以外の哺乳類については、飼養数の多い動物や展示動物として多く用いられる哺乳類(*1)について基準の具体化を図ることとし、

- 諸外国の規制基準等科学的根拠に基づき数値が示されていると考えられるものや、国内ですでに数値基準があるものなど、正当な異議が生じないと考えられるものは可能な限り定量的かつ具体的な基準とし、
- 上記には該当しないものの、他のガイドライン等で基準が示されているものは、個別の種の生態等、特性に応じ定性的に基準を具体化することとする。

(*1) ハムスター、フェレット、フクロモモンガ、シマリス、デグー、モルモット、チンチラ、ヨツユビハリネズミ、ウシ、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

■運動スペースに置く時間について <哺乳類共通の基準を新たに策定>

第二条第七号 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。犬猫以外の哺乳類にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、必要な頻度と時間を定め、運動することができる状態に置くこと。

基準の細部解釈

- 必要な頻度と時間・・・個々の動物の健康維持や発育、ストレスの軽減等のために、以下の観点を踏まえて定量的に定める運動頻度や時間のこと。
- ・ 生理、生態、習性
 - ・ 動物の成長段階や年齢等
 - ・ 健康状態